平成２４年（フ）第１３１７６号
東京都葛飾区お花茶屋１丁目28―10　ジュネパレスお花茶屋第１―306
破産者　杉本　善樹
1　決定年月日　平成25年１月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１３２２６号
東京都江戸川区南小岩４丁目18―１　村上方
破産者　北川みち子
1　決定年月日　平成25年１月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１３２５６号
東京都多摩市関戸３丁目14―８―301
破産者　木津谷　進
1　決定年月日　平成25年１月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１３２８８号
東京都福生市北田園２丁目25―８―イ
破産者　石丸　　武（旧姓岡村）
1　決定年月日　平成25年１月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１３２９２号
東京都台東区入谷１丁目27―10―205
破産者　鎌田　和寿
1　決定年月日　平成25年１月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１３３０８号
東京都江戸川区船堀１丁目３―３―708
破産者　押久保　修
1　決定年月日　平成25年１月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１３３３６号
東京都江戸川区西小岩５丁目14―12―205
破産者　永澤　淳一
1　決定年月日　平成25年１月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１３３６６号
東京都武蔵野市八幡町３丁目８―14
破産者　平野　家明
1　決定年月日　平成25年１月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１３３６７号
東京都武蔵野市八幡町３丁目８―14
破産者　平野　元子
1　決定年月日　平成25年１月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１３４０８号
東京都世田谷区北沢１―43―６、住民票上の住所東京都江東区塩浜２丁目13―11　成瀬方
破産者　中山　　愛
1　決定年月日　平成25年１月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１３４２６号
東京都江戸川区中葛西１丁目31―３―307
破産者　船見　千穂
1　決定年月日　平成25年１月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１３５０１号
東京都葛飾区新小岩１丁目51―12―602
破産者　臼井　英夫
1　決定年月日　平成25年１月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第５２６号
埼玉県さいたま市西区大字清河寺1233番地15
破産者　株式会社テイクアクション
1　決定年月日　平成25年１月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第２６６４号
千葉県千葉市花見川区幕張町５丁目417―50―205
破産者　島ノ江和美
1　決定年月日　平成25年１月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第４３６６号
埼玉県吉川市大字保571―２―103、開始決定時の住所埼玉県吉川市中野295―１
破産者　廣瀬　宣次
1　決定年月日　平成25年１月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第６７２７号
東京都新宿区新宿２丁目４番２号
破産者　橋本商事株式会社
1　決定年月日　平成25年１月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第８４２３号
千葉県流山市西初石３丁目１番地の８
破産者　関西オペレーター株式会社
1　決定年月日　平成25年１月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第８４２４号
千葉県野田市目吹字前耕地617番地22
破産者　関東オペレーター株式会社
1　決定年月日　平成25年１月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第９９６４号
東京都板橋区高島平７丁目８―16
破産者　村岡　優子（旧姓新井）
1　決定年月日　平成25年１月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１００８５号
東京都中央区京橋２丁目６番10号
破産者　株式会社アスコット
1　決定年月日　平成25年１月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１００９２号
東京都福生市南田園２丁目16―10―801
破産者　北井　　誠
1　決定年月日　平成25年１月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１０１１７号
神奈川県横浜市戸塚区上柏尾町567、開始決定時の住所東京都台東区根岸５丁目25―11―1002
破産者　須永　智子
1　決定年月日　平成25年１月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部